

令和7年度



吉備中央町  
放課後児童クラブのしおり



## 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

## 対象児童



保護者が就労等で昼間家庭にいない町内小学校 1～6 年生の児童  
就労等とは、保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当し、放課後児童クラブの利用が必要と認められる場合です。

| 事由           | 条件                                    | 入所期間                                                              |
|--------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①就労          | 月 48 時間以上労働することを常態としている場合             | 必要と認められる期間<br>(最長、年度末まで)                                          |
| ②妊娠・出産       | 出産予定日の産前産後 8 週の期間<br>(多胎の場合は、産前 14 週) | 出産予定日の産前産後 8 週の期間<br>(多胎の場合は、産前 14 週)<br>ただし、定員の状況により育休中でも利用できます。 |
| ③疾病等         | 病気やケガ、または心身に障害がある場合                   | ①と同じ                                                              |
| ④同居親族の介護・看護等 | 同居の親族等を介護・看護している場合                    | ①と同じ                                                              |
| ⑤災害復旧        | 火災、風水害、地震などの災害に見舞われ、その復旧に当たっている場合     | ①と同じ                                                              |
| ⑥その他         | ①～⑤に類する状態であると認められる場合                  | ①と同じ                                                              |

## 設置場所

| 児童クラブ名    | 定員(人) | 所在地                | 電話番号                    |
|-----------|-------|--------------------|-------------------------|
| スマイル児童クラブ | 80    | 吉備中央町円城 7 3 2 番地 3 | 0 8 6 7 - 3 4 - 1 2 3 4 |
| 加賀西児童クラブ  | 80    | 吉備中央町豊野 8 2 番地 1   | 0 8 6 6 - 5 4 - 2 2 3 0 |
| 吉備高原児童クラブ | 120   | 吉備中央町吉川 7 5 8 0 番地 | 0 8 6 6 - 5 6 - 8 0 3 2 |

## 利用期間

4 月 1 日～3 月 3 1 日 (長期休業期間のみの利用も可)  
利用にあたっては、年度ごとに入所申請が必要となります。



## 開所日

| 利用日                                         | 通常利用時間                  | 備考                          |
|---------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 平日                                          | 授業終了（上学年下校）後<br>～ 19:00 |                             |
| 土曜日                                         | 7:30～19:00              | 就労証明書で土曜日勤務が証明されている場合<br>など |
| 学校休業日<br>(春休み、夏休み、冬休み<br>などの長期休み及び振替<br>休日) | 7:30～19:00              |                             |

## 閉所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みです。感染症の拡大防止対策として必要に応じて閉所する場合があります。

## 保護者負担金（利用料・おやつ代）

| 利用区分                  | 利用月      | 利用料<br>(月額) | おやつ<br>(月額) | 納付期限                           | 料金発生条件                     |
|-----------------------|----------|-------------|-------------|--------------------------------|----------------------------|
| 通 年 利 用               | 8月以外     | 3,000 円     | 1,000 円     | 利用月の月末日<br>(例)4月利用分を<br>4月に納付  | 利用の有無にかかわらず<br>毎月利用料等が発生   |
|                       | 夏休み(8月)  | 5,000 円     | 2,000 円     |                                |                            |
| 期間限定利用                | 春休み(4月)  | 1,500 円     | 500 円       | 利用月の翌月末日<br>(例)4月利用分を<br>5月に納付 | 利用の有無にかかわらず<br>利用料等が発生     |
|                       | 夏休み(7月)  | 3,000 円     | 1,000 円     |                                |                            |
|                       | 夏休み(8月)  | 5,000 円     | 2,000 円     |                                |                            |
|                       | 冬休み(12月) | 1,500 円     | 500 円       |                                |                            |
|                       | 冬休み(1月)  | 1,500 円     | 500 円       |                                |                            |
|                       | 春休み(3月)  | 1,500 円     | 500 円       |                                |                            |
| 一時利用<br>(利用日数 10 日まで) |          | 1,500 円     | 500 円       |                                | 利用が 1 日でもあった<br>場合、利用料等が発生 |

※一時利用について、詳細は 5 ページを御覧下さい。

※利用料及びおやつ代の日割り計算は行いません。

途中で入所・退所した場合も上記期間分の利用料、おやつ代は負担いただきます。

※食物アレルギーがある場合は、おやつ持参をお願いします。（おやつ代は徴収しません。）

※おやつを持参される場合は、1 回分のおやつが分かるようにしていただき、最大 2 週間分を御持参いただき、直接、職員にお渡しください。

## 保護者負担金納入方法（利用料・おやつ代）



| 納 入 方 法    | 口座振替による                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 口座振替取扱金融機関 | 「口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。<br>ゆうちょ銀行（郵便局）<br>中国銀行・トマト銀行・備北信用金庫・岡山市農業協同組合・晴れの国岡山農業協同組合                                                                                                                                                                                                           |
| 振 替 日      | 毎月月末 ※振替日が土日祝日の場合は翌営業日                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 注 意 事 項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども園等で使用していた口座情報は引き継がれません。</li> <li>・ 前年に口座振替を行っていた場合は、「口座振替依頼書」の提出は不要です。</li> <li>・ 不備があった場合は、口座振替の時期が遅くなります。</li> <li>・ 金融機関へ提出してから、1～2 か月後の請求分から反映されます。</li> <li>・ 口座振替が開始するまでは、納付書でお支払いとなります。</li> <li>・ 負担金を滞納した場合は、退所していただく場合があります。</li> </ul> |

## 利用料の減免制度

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金（利用料）の減免制度を設けています。

- ①保護者が生活保護受給者若しくは母子（父子）または重度障害者世帯で前年度の町民税が非課税である場合、免除。
- ②母子（父子）または重度障害者世帯で町民税が均等割の場合、2 分の 1 の減額
- ③生計同一世帯の児童が 2 人以上利用している場合、2 人目以降を 2 分の 1 の減額
- ④上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき、減額または免除

## 申込方法について

入所希望の場合は、原則入所希望月の前月 20 日までに必要書類を子育て推進課に提出してください。なお、基本的に申請日（書類の提出があった日）の属する月の翌月から入所となります。

□提出書類

「放課後児童クラブ入所申込書」「就労証明書」

## 申請事項の変更について

利用許可後、利用区分や就労先など、申請内容から変更があった場合には、原則入所希望月の前月 20 日までに必要書類を子育て推進課に提出してください。なお、基本的に申請日（書類の提出があった日）の属する月の翌月から反映となります。

□提出書類（変更内容により異なる場合あり）

「放課後児童クラブ入所申込書（変更後）」「就労証明書」

### 退所の手続きについて

児童クラブを退所する場合は、退所を希望する日の原則 2 週間前までに「退所届」を子育て推進課に提出してください。利用区分が「通年利用」または「期間限定利用」の場合、退所手続きを行わない限り、実際の利用がなくても利用料などが発生します。

□提出書類

「退所届」

### 『コドモン』について

吉備中央町では、子どもたちの安全で安心な放課後の過ごし方をサポートするため、ICT ツール『コドモン』を導入しています。『コドモン』は、スマートフォンへアプリをインストールまたは、パソコンで web サイトにログインすることで利用可能です。これにより、登降所管理や欠席連絡、町からのお知らせの配信機能があり、連絡などがスムーズに行われますので、保護者の皆様も安心して御利用いただけます。

入所決定の書類をお送りする際に、お子様の ID 及びパスワードを同封しますので、保護者の方は『コドモン』への御登録をお願いします。また、警報発令に伴う閉所やアンケートなども『コドモン』を通じて配信しますので、必ず登録いただきますようお願いします。

### 御利用にあたっての注意事項



#### ①登降所・休所・登所時間の変更について

児童クラブを休む時、または登所時間を変更する時は、安全確保のためにも、必ず事前に変更する時間や理由を『コドモン』にて御連絡ください。

#### ②服薬について

投薬は医療行為にあたるため、行うことができません。

服薬する場合、児童が自分で服薬することになります。

適切な服用管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時間などについて、職員へお伝えください。（職員による薬の管理は行うことができません。）

#### ③児童クラブでの学習時間について

児童クラブで設けている学習（宿題）の時間では、自ら取り組めるように声掛けをし、学習習慣の指導を行います。児童クラブの職員は教諭ではないため、学習指導はできません。宿題ができているかなどの確認は各御家庭でお願いします。

#### ④利用上の注意について

児童クラブは集団でお預かりする施設です。全てのお子さまを安全にお預かりするため、児童クラブでは一定のルールや職員の指示を守っていただきます。

### ⑤児童クラブから習い事へ通う児童への対応について

児童クラブは、保護者に代わり児童を安全にお預かりする場所です。このため、児童がクラブへ入室してから、保護者に引き渡すまで、児童全員の安全を第一に考え支援しています。そのため、児童だけで児童クラブから習い事に行く際（習い事から児童クラブに登所する際含む）には、「承諾書」の提出をお願いしております。「承諾書」は、児童クラブに置いてありますので、御記入の上、児童クラブへ直接提出してください。

□提出書類

「承諾書」



### ⑥送迎について

児童クラブの登降所は、原則、保護者の送迎でお願いします。

必ず閉所時間に間に合うようお迎えをお願いします。

土曜日・振替休業日・長期休業中の登所は、必ず職員に声をかけて児童を預けてください



### ⑦一時利用について

- ・利用上限：1 か月につき 最大 10 日までです。
- ・提出物：「放課後児童クラブ一時利用予定書」を児童クラブへ直接御提出ください。
- ・申込期限：利用希望月の 前月 20 日までです。 ※20 日が休みの場合は翌営業日
- ・土曜利用：土曜日の利用は、「一時利用予定書」に加えて「土曜利用申請書」の提出が必要です。
- ・提出後の日付変更・追加は原則できません。
- ・但し急な体調不良等、やむを得ない事情がある場合、平日への変更のみ可能となりますことがありますので、直接児童クラブへ御相談ください。
- ・原則土曜日への変更希望はお受けできません。

□提出書類（申請内容により異なる場合あり）

「放課後児童クラブ一時利用予定書」「土曜利用申請書」

### 児童クラブでの生活の流れ

| 平日                                                                                                 |                     | 土曜日・振替休日・長期休暇 |                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------|------------------------|
| 時間                                                                                                 | 活動内容                | 時間            | 活動内容                   |
| 授業終了（上学年下校）後～                                                                                      | 開所<br>おやつ           | 7 時 3 0 分     | 開所<br>自主学習（宿題）<br>自由遊び |
| 1 6 時 3 0 分<br> | 自主学習（宿題）<br>自由遊び ほか | 1 0 時         | おやつ                    |
|                                                                                                    |                     | 1 2 時         | 昼食（弁当）                 |
|                                                                                                    |                     | 1 5 時         | おやつ                    |
| 1 9 時                                                                                              | 閉所                  | 1 9 時         | 閉所                     |

## 御利用にあたっての注意事項

### ○学級閉鎖等の場合について

学級閉鎖（学校閉鎖）となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防止するため、閉鎖期間中は児童クラブの利用はできません。

また、感染症にかかり出席停止となった児童が治癒後、児童クラブを利用する際は、医師から登校可能である旨の指示を受けたことを証明する「登所可能証明書」※1を児童クラブへ提出してください。

※1 基本的に小学校に提出した「登所可能証明書」（写し）を児童クラブへ提出してください。

小学校が長期休業中の場合は、児童クラブに様式がありますので、御記入の上、児童クラブへ提出してください。

## 気象情報発令時等における取扱い

警報等の発令状況や学校の対応に応じて下記のとおり対応します。

状況によっては変更となる場合もありますので御了承ください。

なお、閉所等の場合には子育て推進課から『コドモン』によりお知らせします。

### 【警報が発令された場合】

◇警 報：大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪

◇特別警報：大雨、暴風、大雪、暴風雪

### ○平日

| 警報の発令状況に伴う学校の対応等                            | 児童クラブの対応   |
|---------------------------------------------|------------|
| 小学校の取り決め時刻（朝 6 時）の時点で警報等が発令されており学校が休校となった場合 | 閉所します      |
| 児童クラブ開所中に警報が発令された場合                         | お迎えをお願いします |

### ○土曜日・振替休日・長期休業

| 警報の状況                     | 児童クラブの対応   |
|---------------------------|------------|
| 朝 6 時の時点で警報等が発令された場合      | 閉所します      |
| 朝 6 時以降、開所時間までに警報が発令された場合 |            |
| 児童クラブ開所中に警報が発令された場合       | お迎えをお願いします |

# 吉備中央町 子育て支援施設マップ

